

パブリックコメント用冊子

第3期 檜原市教育大綱

(案)

令和8年12月

檜 原 市

【目 次】

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 大綱策定にあたって | 1 |
| 1. 教育を取り巻く社会情勢 | 1 |
| 2. 大綱策定の趣旨 | 3 |
| 3. 計画の位置づけ | 4 |
| 4. 大綱の期間 | 5 |
| 5. 計画の進行管理 | 5 |
| 第2章 教育大綱の基本的な方向性 | 6 |
| 1. 基本理念 | 6 |
| 2. 檜原市の教育目標 | 6 |
| 3. 教育政策の基本方針 | 7 |
| 4. 檜原市第4次総合計画後期基本計画との関係 | 7 |
| 5. 具体的な取組み | 9 |
| I 就学前の保育・教育、学校教育 | 9 |
| 方針1 就学前の保育・教育の充実 | 9 |
| 方針2 学校教育の充実 | 11 |
| 方針3 発達相談・療育の充実 | 14 |
| 方針4 人権教育の推進 | 15 |
| II 生涯学習・社会教育 | 16 |
| 方針1 生涯学習・社会教育の推進 | 16 |
| 方針2 文化芸術の推進 | 17 |

第1章 大綱策定にあたって

1. 教育を取り巻く社会情勢

(1) 今後の社会情勢

●先進技術の発展

AI・ロボット・ドローン等の新技術や NFT※1を始めとするデジタル技術の発展は、人々の生活の利便性を飛躍的に高めると共に、様々な課題への新たな対応の選択肢を増やします。こうした新技術は、あらゆる分野の事業・業務における省力化や付加価値創出、若者や女性にとって活躍しやすい環境づくりにつながり、地域の社会課題解決に寄与することが期待されます。また、こうした新技術を活用した働き方改革やリモートワークの普及により、地方における働き方や暮らし方に多様な形が生まれていることも大きな変化の一つと言えます。

こうした社会を豊かに生きるために、先進技術を活用する力を身に付けると共に、コミュニケーション力など私たち人間ならではの能力をはぐくむことが求められています。

※1 NFT ... NFT とは「Non-Fungible Token」の略称で、日本語では「代替不可能なトークン」を意味します。従来のデジタルデータは容易にコピーや改ざんができるため、データそのものに希少価値はありません。NFT は「代替不可能なトークン」のため、唯一無二の価値を持つという特徴があり、これまでデジタル上に多く存在していたアート作品、ゲームやマンガなども、デジタルデータとしての希少価値を持たせることが可能になります。

●人生 100 年時代の到来

日本の人口が減少する一方で平均寿命は延伸を続け、ある海外の研究※2 をもとにすれば、過去の寿命の伸びのペースが今後も続くとすると、「日本では、2007（平成 19）年に生まれた子供の半数が 107 歳より長く生きる」と推計されており、わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。

今後到来が予想される「人生 100 年時代」を豊かに過ごすためには、生涯にわたって学ぶことができる機会の充実が求められています。

※2 ある海外の研究 ... Human Mortality Database, U.C. Berkeley (USA) and Max Planck Institute for Demographic Research (Germany)

●グローバル化の進展と持続可能な開発目標（S D Gs）

情報通信技術の進展や交通手段の発達などによって地球規模で人、モノ、資本が移動し、様々な分野で各国が相互に依存している中、経済危機、気候変動、自然災害、感染症などの課題が他国にも連鎖して発生し、深刻な影響を及ぼすようになっています。

このような状況を踏まえ、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（S D Gs）」が掲げられており、特に教育分野においては「すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を提供する」ことが求められています。また、2030 年が目標年となっている SDGs からバトンを引き継ぐ形で、SWGs（Sustainable Well Being Goals）が有力視されており、より深く人間の幸福や福祉に焦点が当てられることになることが予測されます。

（2）国における教育政策の動向

●教育基本法

昭和 22（1947）年に制定された旧法を改正し、平成 18（2006）年に成立した教育基本法においては、教育の目的（第 1 条）などが引き続き規定されており、旧法における普遍的な理念が大切にされつつも、教育の目標（第 2 条）、生涯学習の理念（第 3 条）、障害のある人への教育の機会均等（第 4 条第 2 項）や学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第 13 条）などが新たに規定され、新しい教育理念が示されました。

●第 4 期教育振興基本計画

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までを計画期間とする第 4 期教育振興基本計画が、令和 5（2023）年 6 月 16 日に閣議決定されました。

この計画では、教育基本法の理念を踏まえつつ、令和 22（2040）年以降の社会を見据えた、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針が示されました。

具体的には、両者は今後我が国がめざすべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組みが進められるよう教育政策を講じていくことが必要であるとした上で、教育政策に関する次の5つの基本的な方針が設定されました。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2. 大綱策定の趣旨

地方公共団体における教育行政の基本的な実施体制を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27（2015）年4月から施行されました。

市長が、教育長の任免、教育行政の大綱の策定、総合教育会議の主宰をすることにより、地方教育行政における市長の責任がより明確になりました。一方で、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みは維持されており、執行機関として教育委員会が果たす役割は従来と変わりなく重要であり、今日的課題へのより迅速での確な対応が求められています。

学校教育においては、子どもたち一人ひとりの多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題であり、個々に最適な学びを提供すると共に、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、同質ではなく異質なものとの融合こそがイノベーションを生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが大切です。社会教育では、地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められており、地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていくことが必要となります。

これらを踏まえ、第3期樫原市教育大綱は、国の第4期教育振興基本計画における基本的な方針を参照し、第4次樫原市総合計画後期基本計画との整合を図りながら、総合計画に記載されている教育施策において、特に重要なものの、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

3. 計画の位置づけ

第3期樫原市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の定めにより、「教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照しその地方の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めるものとする。」の考え方に基づいて策定するものです。従って、市長部局と教育委員会が連携を図りながら、それぞれの役割を主体的に果たしていくものです。

乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期といった各ライフステージにおける教育を通して、基本理念に基づきながら教育の目標達成をめざし、教育政策の基本方針にのっとり、連続したものとして位置づけ、切れ目のない接続を図っていきます。

第3期樫原市教育大綱は、上位計画として「樫原市第4次総合計画後期基本計画」に基づき、さらに「『日本国はじまりの地 樫原』未来戦略」と連携をしながら、教育目標の実現に向け取り組むものです。関連する個別計画である、「樫原市スポーツ推進計画」、「樫原市こども計画」、「樫原市障がい福祉基本計画」などとの整合を図ります。

檜原市第4次総合計画後期基本計画の概要



4. 大綱の期間

第3期檜原市教育大綱の期間は、「檜原市第4次総合計画後期基本計画」との整合を図るため、令和8（2026）年度から令和14（2032）年度までの7年間とします。

5. 計画の進行管理

アクションプランを作成し、具体的な施策・事業をPDCAサイクルによって進行管理を行い、毎年度見直しを進めていきます。アクションプランについては、第3期檜原市教育大綱に記載の事項についての到達目標や達成状況などを明示していきます。

外部評価については、教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検と評価」と連動して進めています。

第2章 教育大綱の基本的な方向性

1. 基本理念

日本国はじまりの地、権原に誇りを持ち、人を思いやる「優しい心」、変化に対応する「しなやかさ」、困難に挑む「力強さ」を併せ持ち、「自分らしい在り方」を探求しながら行動を重ね、自らの未来を「生き抜く力」をはぐくむ権原の教育

2. 権原市の教育目標

基本理念に基づき、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成することをめざします。

- 郷土権原に誇りを持つ教育の推進
- 人を思いやる優しい心をはぐくむ教育の推進
- 社会の変化に柔軟に対応するしなやかさを身に付ける教育の推進
- 困難に挑む力強さを育成する教育の推進
- 「自分らしい在り方」を探求する教育の推進
- 自ら学び、考え、意見を述べる力、未来を生き抜く力を培う教育の推進
- 活力ある生活を営むための心身の体力をつくる教育の推進
- デジタル社会に対応する教育の推進
- 多様性を認め合い、共生社会をめざす、誰一人取り残さない教育の推進
- 教育の基盤となる教育環境、体制の推進
- 地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

3. 教育政策の基本方針

権原市の教育目標を達成するために、下記の方針に基づき教育の充実を図ります。

I 就学前の保育・教育、学校教育

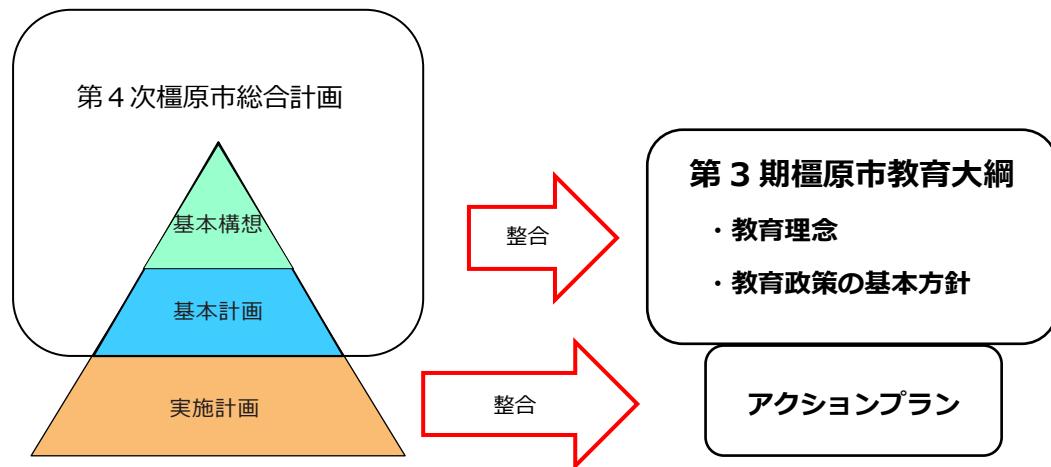
- 方針 1. 就学前の保育・教育の充実
2. 学校教育の充実
3. 発達相談・療育の充実
4. 人権教育の推進

II 生涯学習・社会教育

- 方針 1. 生涯学習・社会教育の推進
2. 文化芸術の推進

4. 権原市第4次総合計画後期基本計画との関係

下図については、権原市第4次総合計画後期基本計画と、第3期権原市教育大綱との関係を表しています。



政策の目標

教育政策の基本方針

みんなが活躍し、個性輝くまち

1 保育・幼児教育

2 学校教育

3 子育ち・子育て

4 生涯学習・社会教育

5 科学・文化芸術

I 就学前の保育・教育、学校教育

II 生涯学習・社会教育

みんなが健やかに、

支え合って暮らせるまち

1.2 人権

I 方針4 人権教育の推進

5. 具体的な取組み

I 就学前の保育・教育、学校教育

方針 1 就学前の保育・教育の充実

- ◆ 遊びや生活のなかで、豊かな環境を通して、確かな学力につながる基礎と、豊かに表現する力を育てます。
- ◆ 自ら活動する楽しさを十分に味わい、試したり考えたりする力を育てます。
- ◆ 友だちと一緒に活動する体験を通して、自ら様々な活動に関わろうとする力、自ら伝えようとする力を育てます。
- ◆ 規範意識の芽生えを養い、互いのよさを活かして協同する力、自然や身近な人々との触れ合いなど多様な体験を通して、心のつながりや豊かな心を育てます。
- ◆ 適正配置の基本方針に基づき、保護者や地域住民の理解を求めながら施設環境整備に取り組んでいきます。

(1) 就学前の保育・教育の質の向上

就学前の子どもの育ちを一貫して支える保育・教育を実践します。そのために、教員・保育者の資質と専門性の向上を図ります。

権原市子ども総合支援センター等の専門機関や、関係機関と連携し特別な支援を要する子どもたちの自立につながる支援ができる体制をとり、就学前の保育・教育の一層の充実をめざします。

また、保育・教育をより一層充実させるために、3歳児保育の拡充の実施など、教育的効果が高く、保護者ニーズが高い取組みも行います。

(2) 就学前と小学校との連携

「権原市就学前の保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの子どもの育ちをプロセスで捉え、保育・教育内容を構築し、実践していきます。乳幼児期からの生活や発達、学びの連続性を踏まえ、アプローチカリキュラムを作成し、小学校への円滑な接続を図ります。

(3) 教育施設の整備

小規模化の進む公立幼稚園について、教育的効果を考え、一定規模の園児数を満たすクラス編成ができるよう適正化を図ります。

再編対象となる地域住民や保護者等への説明を丁寧に行い、十分に意見を聞きながら具体的な取組みを示した個別再編計画を策定し、再編を進めています。

I 就学前の保育・教育、学校教育

方針 2 学校教育の充実

- ◆ 学校での学びの質を高め、それを豊かなものとすることによって、学習内容を人生や社会と結びつけて深く理解し、生涯にわたり能動的に学び続ける力を養います。
- ◆ 子どもたちが安全で安心して学校施設を利用できるよう施設整備を行います。また、より良い教育環境を提供するため、学校の再編に努めます。
- ◆ 一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、互いの違いを認め合いながら、共によりよく生きていくために必要な様々な力を育成する教育を推進します。

(1) 自らの人生を舵取りする力の育成

変化が激しく予測困難な現代社会を生き抜くためには、自らの力で人生を切り拓いていく力を持つことが大切です。生涯にわたる学習の基盤として、基礎的な知識・技能を確実に身につけ、それらを相互に関連付けて理解する力を養い、物事を多角的に分析し本質を見抜く思考力、多様な情報の中から最適な選択肢を見出す判断力、そして自分の考えを明確かつ論理的に伝える表現力を育成します。さらに、学びを通じて、自分の人生や社会とのつながりを深く理解し、未来の社会を豊かにする主体的な担い手となるための学びに向かう力や人間性をはぐくむことが重要です。それらを活用できる学習をすすめます。

(2) 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

未来を創造するためには、知識を詰め込むだけでなく、自ら考え、判断し、行動する力を付けることが大切です。生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要な幼児期には、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、遊びからの学びを深化させます。また、豊かな心をはぐくむため、道徳教育を通じて人間としての生き方を深く考えます。健やかな体を育成するため、食の安全や栄養に関する知識を深め、食を選択する力を養うと共に、様々な運動の機会を提供し、基本的な運動能力を伸ばします。そして、生涯にわたって運動を継続する習慣を確立することも重要です。これらの小さい頃からの系統的な取組みが、新しい時代に必要な資質能力の育成につながります。

（3）誰もとりのこさない学びの充実

子どもたちが持つ個性や能力、背景の多様性を、未来を創造するポジティブな力として尊重します。そこで、「誰もとりのこさない学びの充実」をめざし、すべての子どもが安全で安心できる学びの場を確保します。

近年小学校 35 人学級における子どもの多様性の統計として、「家庭で日本語をあまり話さない児童が 1 人、家の蔵書数が少なく学力が低い傾向がある児童が 12 人、特異な才能がある児童が 0.8 人、学習面・行動面で困難を示す児童が 3.6 人、不登校や不登校傾向が 4.8 人と算出されています※。」

子どもが抱える困難や人権に関わる課題が多様化・複雑化する中、互いの多様性を認め合い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を推進します。そのためにも、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図り、デジタル学習基盤や生成 AI、学校内外の教育資源を活用し、児童一人ひとりの可能性を引き出す学びをすすめます。

※令和 6 年 12 月 25 日中央教育審議会諮問 文部科学省

（4）探究的な学びをすすめるための情報活用能力や課題解決能力の育成

社会の変化が加速し、複雑で予測困難となる中、子どもたちの資質・能力を確実に育成する必要があります。子どもたちの発達段階に応じて、自分たちで意思決定したり、身近な問題を解決したりする機会を適切に設け、主体性を養います。そのためにも、子どもたちがデジタル機器や学習に関するアプリ、生成 AI 等を新たな学びのツールとして自由な発想で使用し、課題を分析・整理して自ら解決しようとする学習の充実を図ります。その際に、課題を発見する能力をはぐくむと共に、課題解決の過程から分かることや興味関心をもったことを探究する態度を養います。また、情報技術の進化が加速する現代社会を生き抜くための普遍的な思考力を身につけるために、子どもたちのプログラミング的思考を育成します。

（5）地域や家庭で学び続ける教育の充実

学校や家庭を取り巻く環境が変化し、地域のつながりが希薄化する中、地域コミュニティ機能や地域全体で子どもたちを育てる重要性が高まっています。将来、社会の一員として自立するため、日本の伝統や文化を理解し、広い視野を持つことが大切です。また、人々のつながりやかかわりを創り出す学びを展開し、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度をはぐくむキャリア教育を推進します。そして、郷土の歴史や文化を理解し、橿原や奈良への誇りや愛着がもてる取組みをすすめます。

（6）特別支援教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場につながる就学相談を行います。そして、全ての子どもたちが安心して学び、自分のもてる力を発揮できるよう教育環境を整え、特別支援学級や通級指導教室での支援を充実し、通常の学級との連携を深めます。すべての教職員と就学に関わる方々が特別支援教育に関する理解と認識を一層深めるため、特別支援教育に関する研修を積極的に行います。

橿原市教育委員会、橿原市子ども総合支援センター、学校・園など、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行う体制をとり、特別支援教育に対応する教員を配置し、適切な指導や支援を行います。

(7) いじめ・不登校に対する取組み

「権原市いじめ防止基本方針（平成28年策定、令和5年1月改定）」をもとに学校・園において作成された「学校いじめ防止基本方針」に沿って、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働していじめを「許さない・見逃さない」学校づくり・地域社会づくりを推進します。子どもたちの自尊感情を高め、命を大切にする豊かな心を育てる教育を行います。また、「権原市不登校対策基本方針（令和7年策定）」に沿って、全ての子どもたちの学びの実現に向けて、合理的で多様な学びの場の確保と学校教育の一層の充実を図ります。不登校の「未然防止」としての「行きたくなる学校づくり」を中心的な取組みとして進め、早期の兆候把握と個々の状況に応じた支援を行います。そのために専門的な知識を有するカウンセラー等の配置を充実させます。

(8) 教育環境の充実

学校・保護者・地域が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、児童生徒が安心かつ安全に学ぶことができる教育環境の充実をめざします。そのために、子どもたちが安心して学校に通えるよう、通学路の安全確保に努めます。

学校・保護者・地域が協働して子どもを育てる仕組みづくりと教職員・保育士の資質の向上などを通して、子どもたちの教育環境の充実をめざします。

経済的理由などにより、就学が困難な児童生徒に対し、個々の状況に応じた適切な支援を行います。

(9) 教育施設の整備

少子化により児童生徒数が減少しつつある一方で、学校施設の老朽化も進んでおり、今後多くの学校で改修や建替えすべき時期が到来します。

学校・保護者・地域と十分な協議を行いながら再編に向けた具体的な計画を定め、子どもたちにとってより良い教育環境を整備します。

再編の対象とならない学校についても、今後、更新時期となることから、中長期的な視点に立ち、財政負担の軽減・平準化を図りながら、安心・安全な学校施設となるよう整備を進めていきます。

(10) 安心安全な給食の提供と食育

学校給食においては、地場産物の活用やアレルギー対応等を行い、安心安全な給食を提供し、児童生徒の適切な栄養摂取による健康の保持増進に努めます。また、日常生活における食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うと共に、学校生活を豊かにし、社交性及び協同の精神を養うことをめざす等、日々の給食を「生きた教材」として食育を推進します。

I 就学前の保育・教育、学校教育

方針3 発達相談・療育の充実

◆ 「檜原市子ども総合支援センター」を中心に、発達障がいを有する子ども及びその家族や支援者に対して、それぞれの状況を的確に把握すると共に、ライフステージや時代の変化に応じた、適切で持続可能なサポートや相談窓口との連携を図り、一人ひとりの子どもの成長段階に対応する一貫した教育・福祉・保健等の総合的な支援の実現に取り組みます。

(1) 教育・福祉・保健等の総合的な視点から、療育・相談・研修等を実施

「檜原市子ども総合支援センター」において、心理相談員や指導主事等による就学前・就学後の相談支援、理学療法士・作業療法士・心理士・言語聴覚士・保育士による就学前の療育支援に取り組みます。関わる専門職が部門を越えて連携し、発達に課題を抱える子どもとその保護者や支援者に対し適切な支援を行います。また、共生社会の形成をめざし、社会全体が暮らしやすいものとなるために、障がいの有無に関わらず、発達障がいを含む様々な特性を個性と捉えるダイバーシティと、インクルーシブな社会の実現のための環境づくりや合理的配慮の考え方について、理解啓発に向けて取り組みます。

(2) ライフステージに合わせた切れ目のない支援

乳幼児期から小中学校までの成長段階に応じた相談・教育・療育による総合的な支援を行います。乳幼児健診時の相談、発達相談などの相談支援により、相談後のフォロー教室や児童発達支援事業所等につなぎ、適切な支援を提供します。

ライフステージの移行に合わせ、関係課・関係機関、医療機関等と連携することや学校・園への訪問支援により、子どもの課題や困難さを評価することで、支援者への助言や相談による支援を継続的に行います。

また、子どもたちのそれぞれの状況を的確に把握し、子ども自身が自分の力を最大限に發揮し生活できるための適切な支援と、その家族へのきめ細やかな支援を行います。

I 就学前の保育・教育、学校教育

方針4 人権教育の推進

- ◆ すべての子どもたちが、楽しく登校・登園でき、学びに向かうことができる環境づくりのため、学校・園の実態などを踏まえ、すべての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、計画的・効果的そして継続的に人権教育を進めます。

(1) 学校・園における人権教育

子どもたちが大切にされ、受けとめられると実感することで、自分を大切な存在とする感情（自尊感情）や、自分自身を認め肯定的に捉える感覚（自己肯定感）などがはぐくされます。子どもたち一人ひとりがかけがえのない存在であり、ちがいを豊かさとしてとらえ、自分も友だちも大切に思う人権文化豊かな学校・園づくりを推進します。

「権原市人権教育の推進についての基本方針」を基軸に、人権に対する知識・価値・態度・表現力を高めることを通して、いじめ・あらゆる差別・誹謗中傷を許さない子どもの育成をめざします。

(2) 地域社会と共にめざす人権教育

「ぬくもりのあるまちづくり」をテーマに、地域の人権教育を推進することで、人権感覚豊かな地域社会で子どもたちを育成することをめざします。

その上で、学校・地域・保護者が協働して子どもを育てる仕組みの構築を通して、子どもたちが生活や学習の場面で地域に暮らす様々な人たちと出会い、共に活動する機会の充実を図ります。

II 生涯学習・社会教育

方針 1 生涯学習・社会教育の推進

- ◆ 「権原市第4次総合計画後期基本計画」の政策目標の一つである「みんなが活躍し、個性輝くまち」を実現するため、市民がいつでも学ぶことができ、学びを社会に還元できる仕組みを作ります。
- ◆ 市民が地域社会の構成員として社会参画できるコミュニティづくりを推進します。

(1) 次世代を担う青少年に必要な「生き抜く力」の育成

明日を担う青少年の健全育成と非行防止は、地域社会や家庭と行政が連携し、一体となって取り組むことが最も重要です。青少年センターにおいて街頭指導活動や青少年を取りまく環境の浄化活動、悩み相談などを積極的に行い、学校・家庭・地域と関係機関・団体、行政が連携して、青少年の健全育成運動に取り組みます。

(2) 「学ぶ意欲」の支援と「学ぶ機会」の提供

公民館では、住民の学習ニーズや地域の実情・課題に応じた講座の開設により学習機会を提供します。そのために、学びを次の世代や地域に還元していくための体制づくりや人材育成に努めます。また、市内に在住する外国人のため、日本の言語や文化に対する学習の機会を提供するなどの取組みを推進します。

(3) 学校・家庭・地域の連携強化と、地域社会の教育力の向上

学校・家庭・地域・関係団体と連携、協働して、社会変化に対応しながら、一人ひとりが主体的に学び、地域に対する誇りや愛情を持ち、地域のよさを次の世代へ引き継いでいく体制づくりを推進します。

学校運営協議会制度を通して、学校と地域の信頼関係を深め、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てる仕組みづくりをめざします。今後、学校運営に必要な支援活動の充実につながるよう、地域学校協働活動の充実及び発展に努めます。

※学校運営協議会は令和7年度にすべての市立小中学校に設置。

II 生涯学習・社会教育

方針 2 文化芸術の推進

- ◆ 文化芸術活動は、人間本来が持つ個性を引き出し、心の豊かさを育み、市民生活に潤いをもたらします。自由に表現、創作することにより、想像力、感性を磨き、豊かな人間性をはぐくむことにつながります。市民が身近に文化芸術に触れ、体験できる機会を創出し、更なる文化レベルの向上を図ります。
- ◆ 文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、豊富な歴史文化遺産の活用を含め、文化芸術の推進に関する計画の策定に取り組みます。

(1) 施設の維持管理

市民のみならず、中南和周辺地域全体の文化芸術レベル向上を実現するための拠点として捉え、各施設の役割、機能を最大限に發揮するため適正に整備し、更なる文化芸術の振興、発展に努めます。そのためにも、周辺施設との調和も図りつつ、個別施設計画等に基づき各施設の機能向上を図り、多くの方が親しみを持ち、安心して利用できるよう施設の維持管理を行います。

(2) 文化ホール

ロマンティアホール、レセプションホール、展示ギャラリー等の充実した施設を大いに活用し、身近に文化芸術に触れ、体験する機会を提供します。そのためにも未来を担う子ども、若者世代から高齢者まで幅広い層に対して、それぞれが体験、表現できる場を創出すると共に、鑑賞型事業を通じ、講演会やコンサートなどを実施し、末永く心に残る刺激や安らぎを与え、豊かな心をはぐくむことで、市民の芸術性の向上をめざします。

(3) こども科学館

遊びを通じて科学を身近に体験できる施設として、子どもたちが様々な科学分野のアトラクションに触れることで、科学や科学技術に関する知識や教養を身につけられるようにします。そのためにも、子どもも大人も楽しめるイベントや工作教室などを開催し、科学への興味と関心を高めさせていきます。これによって将来、科学に携わる人材が育ち、世界的に通用する科学者人材が巣立つことを期待し、より好奇心を惹きつけるアトラクションの改良や体験、実験内容の充実をめざします。

(4) 図書館

図書館には、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、人々に提供する役割があります。「中南和の知の拠点」として、豊かな知性と心をはぐくむため、図書に触れる機会を創出します。

おはなし会の開催や学校などへの団体貸出を積極的に行うと共に、子どもたち自らが参加し、発表するイベントを開催することで子どもの読書活動を推進します。